

広陵町地域公共交通利便増進計画策定業務委託仕様書

令和4年4月

1 背景

広陵町地域公共交通活性化協議会では、令和3年度において、既存公共交通の維持・改善に加え、福祉有償運送などの多様な移動手段と連携を図り、多様な人々の移動目的に合致した移動手段を一体として検討するため、当町の公共交通施策のマスタープランとなる「広陵町地域公共交通計画」（以下「交通計画」という。）を策定した。

2 目的

交通計画では、「～笑顔で出かけられるまち～」の実現に向け、アンケート調査結果や地域分析により、住民ニーズに適合した、将来の地域公共交通ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）（別紙1参照）を含む交通計画に記載している実施事業を定めている。この実施事業のうち「利便増進事業」に位置づけた事業（事業番号1、4、5及び9）（以下「利便増進事業」という。）（別紙2参照）をより具現化するとともに、利用者が少ない路線・ダイヤの改善や自家用有償旅客運送の導入等を含め、総合的に検討する必要がある、公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第41号）（以下「法」という。）に対応した「広陵町地域公共交通利便増進計画」（以下「利便増進計画」という。）を策定するものである。

利便増進計画策定に当たっては、地域公共交通の円滑な運行のため、具体的な運行形態を定めた「実証運行計画」を作成し、令和5年4月から実証運行を開始することとしている。

また、形骸化した計画とならぬよう、より実効性のある計画とするため、具現化した事業の進捗及び効果を測る適切な指標（課題・成果）の設定及びPDCA（特に実施事業の検証方法や政策実現に向けた施策・事業の軌道修正・廃止方法等）の仕組み化を行う。

3 提案の留意事項

(1) 利便増進計画の位置づけ

利便増進計画は、公共交通計画に基づき、地域における公共交通ネットワークの再編のみならず、ダイヤ・運賃などのサービス面の改善を含め、地域のニーズにきめ細かく対応するため、不便な路線・ダイヤの改善や画一的な運賃設定の見直し等を定めるものである。

利便増進計画策定に当たっては、交通計画でのアンケート調査結果や地域分析の内容を踏まえ、住民ニーズ及びUI/UXの観点を考慮し、ネットワーク及び利便増進事業を具現化するものとする。

現在は、定時定路線型のコミュニティバス「広陵元気号」を3路線（中央幹線、北部支線及び南部支線）で運行しているが、本業務で作成する「実証運行計画」における運行形態として、中央幹線を維持し、北部支線及び南部支線については市町村有償運送（非定時非定路線型）への移行を予定している。

市町村有償運送の運行システムや既存公共交通との連携等に当たっては、利便増進事業に基づく検討を行うこと。

(2) 新型コロナウイルス感染症に関する事項

新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、近隣府県で「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」がとられた場合について、提案に当たってはその点を考慮し、「7 実施業務について」における(1)アの実施時期及び内容について十分に留意すること。

4 委託業務名

広陵町地域公共交通利便増進計画策定業務委託（以下「本業務」という。）

5 履行期間

契約締結日の翌日から令和5年3月24日（金）まで

6 事業主体

広陵町地域公共交通活性化協議会

7 実施業務について

「2 目的」及び「3 提案の留意事項」に基づき下記業務を実施すること。

また、実施スケジュールについては、「7 (5) 業務スケジュール」の内容について十分に留意すること。

(1) 広陵町地域公共交通利便増進計画の策定

ア 住民ワークショップの実施

住民ニーズに適合し、UI/UXにも考慮したサービス設計での地域公共交通の運行のため、ネットワーク及び利便増進事業の具現化や運行形態のあり方等については、交通計画でのアンケート調査結果や地域分析の内容を踏まえ、住民ワークショップ（3回程度予定）を実施し、住民の意見を反映させる。

なお、住民ワークショップの実施に当たっては、運営及び資料作成（先進地事例等の調査検討を含む。）の補助を行うこと。

また、住民ワークショップの詳細については以下を想定しているが、具体的な内容については提案すること。

実施スケジュールについても「7 (5) 業務スケジュール」によるもののほか、より実現性の高いものがあれば提案すること。

(主な議論内容)

- ・市町村有償運送の乗降場所、運賃、予約方法及び利用促進等の運行形態について
- ・広陵元気号中央幹線の運行便数及びダイヤ等を含むあり方について
- ・利便増進事業の具現化について

(開催について)

- ・交通計画策定時に実施した住民アンケート調査にて、参加意向があった者を基本として町が募集
- ・開催場所は、当町公共施設を予定

・物品の準備及び通知は、町が行う

※昨年度実施したアンケート調査にて、ワークショップへの参加意向があった者は 77 名であり、そのうち 71 名が広陵元気号をほとんど利用していない状況であるなど、個別の回答状況について把握できている。

イ 既存交通事業者等へのヒアリング

交通計画に基づき、新たなネットワークの構築に向け、既存交通事業者等（3 者程度）へのヒアリングを実施する。

ヒアリング内容は、新たな地域公共交通ネットワーク構築のための実施体制、運行形態の改編（ダイヤ、ルート及び運賃等）及び利用促進等を想定しているが、具体的な内容について提案すること。

ウ 実証運行計画案の作成

ア及びイの結果等に基づき、実証運行計画案を作成すること。

主な内容は以下のとおりとするが、運行形態、利用促進、評価指標の設定及び PDCA の仕組み化についてア及びイの内容を踏まえた実証運行計画案の提案を行うこと。

- ・市町村有償運送及び広陵元気号（中央幹線）の運行形態について
- ・市町村有償運送の予約システムについて
- ・市町村有償運送の周知方法について
- ・市町村有償運送及び広陵元気号（中央幹線）利用促進について
- ・実証運行における評価指標の設定及び PDCA の仕組み化について
- ・実証運行の期間及び評価のスケジュールについて
- ・本格運行への移行について
- ・その他実証運行に関することについて

その他計画案作成に際し、必要な事項があれば提案すること。

※実証運行計画案については、10 月 31 日（月）までに納品すること。

エ 利便増進計画の策定

アからウの業務を基に、利便増進計画を策定する。

本計画の実施に当たっては、より効果的な地域公共交通の運行を目指し、具現化した事業の進捗及び効果を測るため、交通計画に基づく適切な指標（課題・成果）の設定及び PDCA（特に実施事業の検証方法や政策実現に向けた施策・事業の軌道修正・廃止方法等）の仕組み化を行う。

実施事業の具現化、交通計画に基づいた指標の設定及び PDCA の仕組み化について具体的な提案を行うこと。

(2) パブリックコメント実施支援

当町では、「広陵町自治基本条例」に基づく、参加、参画と協働のまちづくりを推進するに当たり、計画の策定又は見直しにおいて、町民の意見を募ることとしている。このことから、利便増進計画策定に当たってもパブリックコメントを実施予定である。

実施に係る費用（資料印刷費等）については町が負担するが、資料作成及び意見への回答案作成について支援を行うこと。

(3) 広陵町地域公共交通活性化協議会運営支援

上記(1)及び(2)について協議するため、広陵町地域公共交通活性化協議会を4回程度開催する。開催に当たり、運営及び資料作成の補助を行うこと。

会議終了後には、速やかに議事要旨を作成し、町に提出すること。

(4) 加点対象業務

必須とはしないが、前号に掲げる業務以外において、本業務を円滑かつ効率的に実施するため、独自提案をした場合、特に先進性及び実効性が高いと認められる提案については加点対象とする。

(5) 業務スケジュール

利便増進計画は令和5年1月31日までの完成を予定しており、提案については、下記のスケジュールを参考に実現性の高いスケジュールとすること。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
住民ワークショップの実施												
既存交通事業者へのヒアリング												
実証運行計画案の作成												
利便増進計画とりまとめ												
パブリックコメントの実施												
広陵町地域公共交通活性化協議会開催												

8 業務の実施体制

本業務実施に当たっては、募集要領「5 参加資格」に掲げる要件を満たしており、かつ、業務を円滑に実施するために、必要な資格を有する管理技術者及び主任担当者を選任し、当町との連絡調整が円滑に実施できるよう、契約締結後、速やかに社内体制を整えるものとする。

9 秘密の保持

本業務において、個人情報の取扱いについては、当町の個人情報保護条例（平成17年3月25日条例第5号）等の関係法令を遵守するとともに、その管理には細心の注意を払

い、適正に処理しなければならない。

10 打ち合わせ協議

本業務を円滑かつ効率的に実施するため、着手時、中間、最終納品前の3回のほか、会議等の開催時には事前に協議打合せを行うこと。併せて、月1回の進捗管理報告は必ず行うこと。

また、着手時の打ち合わせ協議前に実施計画書及び実施体制表を速やかに提出すること。

※オンライン会議システムを利用した打ち合わせも可とする。オンライン会議システムで実施する予定である会議は、その予定を明確にすること。

11 成果品

- (1) 広陵町地域公共交通利便増進計画 30部 (A4版、カラー、冊子製本)
- (2) 実証運行計画案の電子データ 一式
- (3) 本業務で行った調査及び各種分析に係る報告書 一式
- (4) 打合せ議事録等報告書 一式
- (5) 前4号に関する報告書の電子データ 1部 (Office365 (Word 及び Excel 等))
- (6) その他関連資料 一式

※(2)実証運行計画については、10月31日(月)までに納品すること

12 その他

- (1) 交通計画策定時の分析結果など業務実施に必要な資料は当町から貸与する。
本業務の実施に当たっては、管理技術者及び主任担当者を配置することとする。また、当町との連絡調整が円滑に実施できるよう、社内体制を整えること。併せて、実施計画書及び実施体制表を速やかに提出すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の状況及び社会情勢から、打ち合わせ協議の開催等に支障や疑義が生じた場合は、委託者と速やかに協議を行い、その指示に従うこと。
- (3) 本仕様書に記載のない事項であって、本業務の遂行に必要と認められる事項が発生した場合は、委託者と速やかに協議し、その指示に従うこと。
- (4) 参考資料

参考資料名	URL
広陵町地域公共交通計画 (掲載準備中)	http://www.town.koryo.nara.jp/contents_detail.php?frmId=5384
広陵町の公共交通に関する住民アンケート調査結果 (掲載準備中)	http://www.town.koryo.nara.jp/contents_detail.php?frmId=5384
広陵町地域公共交通活性化協議会開催状況 (交通計画策定に関する協議:第30回~第35回)	http://www.town.koryo.nara.jp/contents_detail.php?frmId=581